

ブラジルにおける外国資本と利潤送金

訳者まえがき

本稿は、調査研究課題実施の一環として、その資料を全訳したものである。

“Capitais estrangeiros e remessas de rendimentos”, *Relatório do exercício de 1963 [da] Superintendência da Moeda e do Crédito* (Rio de Janeiro, 1964), pp. 93~105.

1964年3月31日のクーデター後の政府の外国資本に対する見解は、「革命政府経済行動計画、1964~1966」(Programa de ação econômica do Governo Revolucionário, 1964-1966)の第11章に示されているが、これに関しては、すでに拙著『ブラジルにおける外国資本の法制度——対外利潤送金法を中心として——』(アジア経済研究所研究参考資料第80集, 1965)のIV. a.において、その要約を行なっている。ここに訳出する資料は、1963年次報告という名称にもかかわらず、クーデター後をはじめて発表された外国資本と利潤送金の法制度とその運用の結果に関する政府の公式発表であり、注目に値する。

いうまでもなく、通貨信用管理局(Superintendência da Moeda e do Crédito, 略称 SUMOC)は、大蔵省の外局として通貨および信用の操作に関する一切の権限を付与されている。そして、ここには外国資本検査登録局(Gerência de Fiscalização e Registro de Capitais Estrangeiros)があり、さらにここが借款融資課(Subgerência de Empréstimos e Financiamentos)と投資課(Subgerência de Investimentos)に分かれている。この国における外国資本の流出入に関する管理は、すべてここで行なわれており、この資料も実際にはここで作成されたものである。

その意味でまさに公式発表であるが、しかしこの資料の利用にあたっては、外国資本が政府の管理に忠実に従っているかどうかはべつの問題であることを念頭においておく必要がある。

なお、記述の理解を助ける意味で、訳者の注を若干加えた。

さいごに、翻訳にあたっては、2月2日、上記外国資本検査登録部の許可を得た。

目次

- I 認可された融資および直接投資
 - A データ集計の基準
 - B 1963年に行なわれた認可
- II 出資経済地域別にみた融資
- III 融資者種別にみた財源の出所
- IV 経済活動別にみた財源の用途
- V 経済地域別にみた融資の適用
- VI 投資の出所
- VII 経済活動別にみた投資の方向
- VIII 国内経済地域別にみた投資の適用
- IX 対外利潤送金法
- X 1963年に講じられた管理的性格の諸措置
 - A 直接投資および参加投資
 - B 借款, 信用供与および融資
 - C 技術上, 科学上, 経営上の援助およびそれに類するもの
 - D わが国に居所を有する者の在外資産
- XI 1962年9月3日付法律第4,131号に含まれるその他の問題
- XII 対外債務

I 認可された融資および直接投資

A データ集計の基準

いわゆる「対外利潤送金法」——1962年9月3日付法律第4,131号——は、外国資本の適用と対外送金を規制する(そのほかの措置をも講ずる)ものであるが、その出現によって、下記に明らかにするデータの集計のための現行登録基準は何ら変更されることはなく、その集計も当管理局によって従来通りの方式で行なわれてきた(訳注1)。

上記の法規制によって、外国資本はすべて、わが国の経済活動に統合されたのちに当管理局に登録する義務が課せられることになったが、直接投資の形式による機械および設備の輸入または外国融資によって保証される機械および設備の輸入の認可取引に関してだけは、その集計はひき続き特別扱いで行なわれてきた(訳注2)。

登録のための現行基準は次のとおりである。

- (1) 統計上の集計は、借款が行なわれた時点のその基

本価額に基づいて行なわれる。前の借款を取り消し、これに代わる新たな登録が生じた場合、それが増加を表わす変化であれば、それは当該事項が変更された年度において算定される。逆に減少に相当するときは、その年度の該当項目に事項を標記し、これを集計の末尾に示すが、集計は変更されず、つまり、最初の合計のままである。

(2) 以下の表で各種の通貨に関するデータは、米ドル相当額に変えて示される。

第1表 融資および投資 (1956~1963)

(単位: 100万米ドル)

年 度	融 資	投 資	計
1956	310.9	55.7	366.6
1957	477.6	108.1	585.7
1958	508.6	82.5	591.1
1959	369.4	65.8	435.2
1960	304.9	106.8	411.7
1961	130.2	39.2	169.4
1962	212.7	20.3	233.0
1963	180.7	4.5	185.2

B 1963年に行なわれた認可

この報告で言及する認可を見ると、その下降ぶりは顕著なものがある。しかも、その傾向は1960年以来強くなり、その年4億1170万ドルであったのが、1963年にはわずかに1億8520万ドルとなった。つまり、これは1960年の数字の45パーセントにしか相当しないものであった。

第2表 投資および融資 (1958~1963)

(単位: 100万米ドル)

年 度	直接投資 (1)	融 資		自由市場 (4)	合 計
		為替原価の特典をもつもの (2)	その他の為替上の特典をもつもの (3)		
1958	82.5	408.2	100.4	...	591.1
1959	65.8	335.0	34.4	...	435.2
1960	106.8	281.3	23.6	...	411.7
1961	39.2	80.7	16.3	33.2	169.4
1962	20.3	—	—	212.7	233.0
1963	4.5	—	—	180.7	185.2

(注) (1) 1957年12月16日付命令第42,820号第5章および通貨信用管理局1955年1月17日付指令第113号の形式による認可。

(2) 命令第42,820号第67条Iの形式による。

(3) 命令第42,820号第67条IIのa); 同命令同条IIIのb)の形式による。

(4) 1961年6月27日付指令第208号以来、外国融資はすべて自由市場により送金が行なわれてきた。

第2表は、機械および設備の輸入の形式による外国借款資本の流入に対する種々のレベルの認可を明らかにしたものである。これらは、当該時点において、効力をもっていた二つの為替政策に基づいて行なわれたものである。

補助に關しての最初の為替政策は、1961年6月26日まで効力をもっていたものである。一つは、経済過程の活動力集中化にとって「緊要」とであると認められ、融資を基として行なわれる輸入であり、もう一つは、国家経済にとって利益があると認められる輸入および国内生産の補完をなす原材料に關する輸入であった。

上の場合において、資本の移転および利子の送金は公定レートによって行なわれ、これは「為替原価」(custo de câmbio) と呼ばれた(訳注3)。もう一つの場合には送金に対して為替上の優遇措置はなかった。これらの輸入も公定レート市場において行なわれたが、移転に対しては、取引の目的たる通貨に關して一般カテゴリー(訳注4)における為替競売から算定される平均を下回らない付加課徴金(sobretaxa)、または通貨信用管理局審議会の決定に基づく他の付加課徴金が実施されていた(訳注5)。

第2の為替政策は、指令第208号をもって1961年6月27日より実施されることになったもので、これにより送金は自由市場によって行なわれることになった。つまりそれまで遵守されてきた借款に關する規準は廃止されることになったわけである(訳注6)。

そうした新しい方針が必要になった理由は、外国資本を誘致するために1956年から1960年の5年間認められてきた特典が国際収支に大きな圧力を加えるものになり、またわが国の支払い能力が、大規模な単位産業の設立と拡張を行なうために負わされた短期および中期返済額と相容れなくなったためである。

したがって、発展の速度を増すことは命令ではあったけれども、危機の進展したことと高度のインフレの発展が国際収支に不利に反映したことから、短期および中期融資の形式による外国貯蓄の流入の認可は、もし縮小できないならば少なくともこれを抑制してはどうかということになった。

わが国としては、すでに必要な設備についてはかなりの線まで達する条件を備えていたから、1961年にはじめられた政策にひき続いて、それらの輸入の認可のためにもっと適切な基準を設けることが可能であった。

かくして、指令第244号は、機械および設備の無為替輸入を服せしめる特別の規定をさらに強化したものであ

資 料

り、これは輸入代替の過程を早めるために講じられた諸々の措置の一環をなすものであった。

この指令は、外国からの投資および融資の認可のために次のような規準および条件を設けた。

(1) 機械および設備は、国家経済の発展過程に真の利益があるプロジェクトで、絶対に延期できない性質をもつものの移植または補完に向けられる。もしそうでない場合は、当該手続は延期または中止の罰則を受ける。

(2) 外国融資によって行なわれる輸入に対しては、割賦償還は第3年目よりはじめられ、それは7年を下回らない期間において行なわれる。

(3) ある種の形式に関しては、国内産業によって十分に補充されうると考えられる機械および設備の輸入は認められない。

1958年から1960年の間には、第2表に従ってすでに指摘した諸要因の作用の結果として、わが国は外国資本導入において最大の増加を体験した。1958年には、流入は5億9110万ドルと最大のピークに達し、1960年には一番低く4億1170万ドルとなった。

こうした結果に対しては、先の二種類の資本が寄与したわけであるが、もちろん、当時の政策が主要な因をなしていた。その政策の誘因は、債務者に対しては、獲得した融資の返済および利子の送金の際に有利な為替レートを保証し、また債権者もかれらの信用供与の清算に当たっては、為替財源の割当を通じて為替を自由に利用できる保証を得ていた(訳注7)。

1961年から1963年においてはすでに外国資本の流入の認可に対しては、主として次の要因が作用した。

(1) 先の1958年から1960年のあいだに生産財を含む重要工業部門の移植が行なわれたことによって、機械および設備の輸入の条件のもとの圧力は減少し、わが国の輸入代替能力が増加したこと。

(2) 為替上の特典(補助)の縮小により、外国融資によって、行なわれる輸入を希望する者は少なくなったこと。

(3) 外国資本に対して、わが国の流出入および当該利益の海外送金に関する立法措置の変動によって、外国企業家および外国金貸業者の退避が起こったこと。

(4) 経済および政治社会の不安定が、1961年末ひどくこれが企業行動の上に不利な反映をもたらしたこと。

その結果として、外国資本の流入の認可は、1960年の4億1200万ドルから、1961年、1962年および1963年にはそれぞれ1億6900万ドル、2億3300万ドルおよび1億8500

万ドルに下降したが、リスク資本の撤退はなかでも激しかった。すなわち、機械の形式による投資の流入の認可は、1960年の1億0700万ドルから1963年には450万ドルに低落した。

(訳注1) 1962年9月3日付法律第4,131号の施行規則は、1964年1月20日付命令第53,451号であったが、1964年8月29日付法律第4,390号による法律第4,131号の改正が行なわれ、命令第53,451号も廃止された。詳細は桜井、前掲報告を参照されたい。

(訳注2) 直接投資による輸入に関しては、次の規定がある。すなわち、通貨信用管理局1955年1月17日付指令第113号の第1項は、「外国貿易局(CACEX)は、局長が、その輸入価額に相当する外貨をもって支払いが行なわれる見込みがないという心証を得るに充分な要因があるときは、設備一式に対し、又は、例外的な場合においては、既存の設備一式の補充若しくは改良に向けられる設備に対し、わが国の外国投資に相当する“無為替輸入認可証”を発行することができる」と規定し、さらに1957年12月16日付命令第42,820号の第76条は、「通貨信用管理局審議会によって定められた規定に基づいて、外国貿易局は、機械及び設備によって表わされ、単位産業の設立、又は、例外として、すでに操業中の企業の補充若しくは近代化にこれ向けの参加資本の形式において、わが国の外国投資に相当する無為替輸入の認可を行なうことができる」と規定している。

また、外国融資による輸入に対しては、同じく命令第2,820号の第67条が、「通貨信用管理局審議会によって認可された登録を通じて、次の場合には、外国通貨における借款、信用供与及び融資を基礎とする輸入を行なうことができる。

I—この命令第6条Vのc及びdに含まれる活動に向けられる設備、部品及び付属品に関する場合。

II—前項に含まれない設備であって、その輸入が国家経済に対して利益があると認められ、かつ事前に承諾された契約計画に従って行なわれる場合。

III—わが国において製造されない国内生産のため補足原材料に関する場合で、この命令第6条Vのc及びdに規定される活動であり、融資期間が1年を下回らない場合」と規定している。上記の命令第6条とは次のごときものである。

第6条V 登録された国産類似品のない設備、部品及び付属品であって、次のものに向けられるもの。

資料

c) 原油の探査及び生産。

d) 経済発展過程又は国土防衛に対して緊要であると認められる投資。これは、通貨信用管理局審議会によって設定される規準に従い、場合により、国家経済審議会の意見を聴取し、わが国の低開発地域における特別の要請を考慮する。

(訳注3) 命令第42,820号の第4条Vによれば、「外国通貨における借款、信用供与又は融資の割賦償還、及びこの命令の形式において通貨信用管理局審議会によって定められた規準に基づいて行なわれる輸入に關して相当する利子の支払い」の際の為替取引は公定為替市場において行なわれることになっている。

また、同命令第6条第1項によれば、「為替原価」とは「輸出業者に支払われる報奨金 (Ibnificação) から割り出される平均に国際通貨基金において定められた平価に基づくレートを加えたものを下回らない」レートを意味している。

(訳注4) 命令第42,820号は、一般カテゴリーおよび特別カテゴリーに關して次のように規定している。

第48条 國家の經濟發展の急務を果すために輸入を選擇することを目的として、關税を為替管理方策と結合させることが不可欠である間、商品は、一般及び特別の二つのカテゴリーに整理される。

第1項 一般カテゴリーには、原材料、設備及びその他の生産財、並びに国内市場において充分な補給が行なわれない一般消費財が含まれる。

第2項 特別カテゴリーには、特定消費財、及びその他あらゆる性質の財で国内市場における補給が充分であると認められるものが含まれる。

(訳注5) これに關する規定は、命令第42,820号第51条および第52条である。

(訳注6) 1957年8月14日付法律第3,244号——いわゆる關税法——の第50条第1項および第51条は、自由レート市場を通じて行なうことのできない海外への

第3表 資本出所別融資

(単位: 100万米ドル)

經濟地域別出資国	1960		1961		1962		1963	
	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)
計	304.9	100.0	130.2	100.0	212.7	100.0	180.7	100.0
欧州共同市場 (EEC)	124.5	40.8	40.3	31.0	107.3	50.4	36.2	20.0
ドイツ	55.8	18.3	20.0	15.4	3.8	1.8	6.7	3.7
ベルギー	4.1	1.3	0.1	0.1	—	—	9.3	5.1
フランス	30.1	9.9	11.5	8.8	43.5	2.4	3.7	2.1
イタリア	34.5	11.3	8.7	6.7	60.0	28.2	16.5	9.1
オランダ	—	—	—	—	—	—	—	—
ギリシア	24.5	8.0	0.1	0.1	1.0	0.5	1.8	1.0
ポルトガル	2.5	0.8	—	—	0.1	—	—	—
スペイン	4.5	1.5	—	—	—	—	0.1	0.1
スイス	3.8	1.2	—	—	—	—	—	—
トルコ	1.5	0.5	—	—	—	—	—	—
アイスランド	12.2	4.0	0.1	0.1	0.9	0.5	1.7	0.9
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
欧州自由貿易連合 (EFTA)	42.3	13.9	9.9	7.6	18.8	8.9	12.6	7.0
オーストリア	—	—	—	—	—	—	—	—
デンマーク	10.1	3.3	0.5	0.4	2.7	1.3	1.5	0.8
フィンランド	9.8	3.2	—	—	—	—	—	—
ノルウェー	—	—	—	—	—	—	0.6	0.3
アイスランド	10.4	3.4	3.6	2.8	12.3	5.8	10.0	5.5
スイス	11.8	3.9	1.2	0.9	1.9	0.9	—	—
その他	0.2	0.1	4.6	3.5	1.9	0.9	0.5	0.4
その他の諸国	111.5	36.6	77.8	59.7	85.6	40.2	130.1	72.0
カナダ	11.6	3.8	—	—	12.8	6.0	3.7	2.1
メキシコ	11.0	3.6	—	—	—	—	—	—
アメリカ	72.3	23.7	59.5	45.7	62.7	29.5	86.1	47.6
日本	15.5	5.1	7.5	5.7	3.3	1.5	12.6	7.0
その他	1.1	0.4	10.8	8.3	3.3	1.5	27.7	15.3
その他	—	—	—	—	3.5	1.7	—	—
その後の減少	2.1	0.7	2.1	1.6	—	—	—	—

金融移転として、借款、信用供与および融資の割賦償還ならびに利子の送金等をあげており、通貨信用管理局1961年3月13日付指令第204号Vもまた、この法律第3,244号第50条第1項ならびに第51条第1項のI、IIおよびIIIに規定される海外への金融移転に対して公定レート(1ドル、200クルゼイロ)を設けていた。しかし、1961年6月27日付指令第208号V項は、この指令第204号V項に規定される為替取引は自由レート市場で行なわれることを決定した。なお、前の(訳注)に引用した命令第42,820号は、上記法律第3,244号の施行規則である。

(訳注7) これに関する規定は、命令第42,820号第69条である。

II 出資経済地域別にみた融資

1963年に外国より「融資」の名目で獲得した財源の総額は、1億8070万ドルという状態で、3200万下回り、これは15パーセント近くの減少に相当する。

1963年には、第3表によると、アメリカと日本がわが国への資本財の輸入のための主要な融資国であったことがわかる。アメリカは、輸入のための融資の認可において欧州共同市場と競り合い、登録合計の48パーセント近くの割合で最大の融資者の位置に復帰した。EECのうちでは、イタリアがひき続きわが国への主要な援助国となつてはいるが、1962年の6000万ドルに比べ1650万ドルときわめて控え目な位置にある。

欧州自由貿易連合(EFTA)は、最近3年間慎重な参加ぶりを保ってきており、1963年には1260万ドル——登録の合計の7パーセント——を示したが、なかではイギリスが1000万ドルで、最大の融資者として目立っている。

ヨーロッパの社会主義諸国に関しては、わずかにユーゴスラビアの登録額が目につき、1963年には1260万ドルの参加で、西ヨーロッパの多くの国を凌いでいる。

III 融資者種別にみた財源の出所

第4表においては、民間融資者が当管理局に登録融資額の70パーセント以上でその任を果たしていることが明らかにされている。それらは資本財の輸入を支えるために向けられている。注目されるのは、1960年および1961年には、国際金融機関が融資の名目では何ら寄与しなかったことである。1962年には、わずかに米州開発銀行(IDB)

が1240万ドル、そして1963年には3160万ドルの融資を行なった。政府信用機関のうちでは、1963年には、国際開発局(AID)が目立っている。融資は2090万ドルで、うち約240万ドルはSUDENE(東北開発庁)を通じて東北部での適用のため、1550万ドルはサンタクルス熱電気工場(Usina Termoeletrica de Santa Cruz)建設のためにCHEVAP(ヴァーレドパライーパ水力発電会社)へ適用したものである。

IV 経済活動別にみた財源の用途

第5表に関連して、本報告で扱っている融資でもっとも恩恵に浴したのは次の部門である。

第1)電力 ウルブプンガ中央電力株式会社(Centrais Elétricas de Urubupungá S. A.)による水力発電所建設工事に対し; ゴイアース中央電力株式会社(Centrais Elétricas de Goiás S. A.)によるカシヨエイラ・ドウラダ水力発電所(Hidroelétrica de Cachoeira Dourada)の第2期建設に対し; サンフランシスコ水力発電会社(Companhia Hidroelétrica do São Francisco)の「東部システム」の発電及び配電能力の拡張に対し; ならびにグアナバラ州の電力供給のための熱電気機関4基の輸入のための財源の適用を通じて。

第2)輸送 主として航空輸送。航空輸送再整備のためVASP(サンパウロ航空)が航空機10機を購入、さらにVARIG(リオグランデドスール航空)がジェット機3機を購入、この他同社には営業上の未払滞金の清算と日本への航空路線に係る投資への適用のために500万ドルが「チェースマンハッタン銀行」により認可された。

第3)石油 石油の調査および採掘を増進し、石油化学工業を拡大するため。

V 経済地域別にみた融資の適用

地域別の適用に関しては、第6表によると、1963年には海外より導入された融資の大部分は、東部および南部に向けられ、東北部においては急激に下降したことがわかる。とりわけ、東部地域への適用が偏重して増加したのは次の理由に基づいている。すなわち、リオ——ベロオリゾンテ間の油送管の建設、鉄鉱石の輸出計画の実施およびヴィトリーア・ミナスの鉄道沿線地帯の生産物流出に必要な設備の近代化と輸送能力の増強、鉄道の再整備、石油の産出、精製能力の拡大がある。

資料

第4表 外国債権者別融資 (単位: 100万米ドル)

外国融資者	1960		1961		1962		1963	
	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)
計	304.9	100.0	130.2	100.0	212.7	100.0	180.7	100.0
国	—	—	—	—	12.4	5.8	31.6	17.5
世米	—	—	—	—	—	—	—	—
州	—	—	—	—	12.4	—	31.6	—
政	42.4	13.9	10.0	7.7	—	—	20.9	11.5
ワ	7.2	—	2.5	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	20.9	—
そ	35.2	—	7.5	—	—	—	—	—
民	260.4	85.4	118.1	90.7	200.3	94.2	128.2	71.0
銀	27.0	—	9.9	—	19.7	—	15.8	—
工	233.4	—	108.6	—	180.6	—	112.4	—
そ	2.1	0.7	2.1	1.6	—	—	—	—

第5表 経済活動部門別融資 (単位: 100万米ドル)

経済活動部門	1960		1961		1962		1963	
	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)
合	304.9	100.0	130.2	100.0	212.7	100.0	180.7	100.0
動	64.2	21.1	19.1	14.6	61.3	28.8	89.0	49.2
電	54.3	17.9	13.9	10.7	51.4	24.1	59.0	32.6
原	—	—	—	—	—	—	—	—
石	2.2	0.7	—	—	—	—	—	—
石	—	—	4.1	3.1	7.2	3.4	7.1	3.9
輸	7.7	2.5	1.1	0.8	2.7	1.3	22.9	12.7
送	41.0	13.1	46.4	35.7	84.5	39.8	27.1	15.0
鉄	9.2	3.0	32.1	24.7	24.8	11.7	4.7	2.6
道	—	—	—	—	—	—	—	—
道	—	—	—	—	—	—	—	—
港	—	—	—	—	1.1	0.5	0.6	0.3
航	—	—	—	—	0.1	0.0	—	—
空	22.1	7.1	14.3	11.0	—	—	—	—
船	9.7	3.0	—	—	58.5	27.6	21.8	12.1
輸	—	—	—	—	—	—	—	—
食	42.2	13.8	0.3	0.2	13.5	6.3	6.6	3.7
農	—	—	—	—	—	—	—	—
倉	0.3	0.1	—	—	—	—	0.0	—
冷	—	—	—	—	—	—	—	—
屠	—	—	—	—	—	—	—	—
農	—	—	—	—	—	—	—	—
肥	41.6	13.6	0.0	—	0.6	0.2	6.6	3.7
基	0.3	0.1	0.3	0.2	12.9	6.1	—	—
礎	127.8	42.2	51.3	39.5	30.2	14.2	16.7	9.2
鉄	99.6	33.0	31.4	24.3	2.7	1.3	5.1	2.8
ア	1.3	0.4	—	—	—	—	—	—
非	—	—	—	—	—	—	0.2	0.1
セ	3.1	1.0	2.4	1.8	2.8	1.3	0.3	0.2
ア	—	—	0.2	0.1	3.5	1.7	—	—
セ	—	—	—	—	1.3	0.6	1.0	0.6
ゴ	12.8	4.2	0.0	—	18.3	8.6	1.8	1.0
鋁	—	—	—	—	0.7	0.3	7.5	4.1
自	—	—	—	—	—	—	—	—
造	11.0	3.6	16.7	12.8	0.8	0.4	—	—
機	—	—	—	—	—	—	0.8	0.4
械	—	—	0.6	0.5	0.1	0.0	—	—
工	—	—	—	—	—	—	—	—
業	—	—	—	—	—	—	—	—
重	—	—	—	—	—	—	—	—
電	—	—	—	—	—	—	—	—
機	—	—	—	—	—	—	—	—
工	—	—	—	—	—	—	—	—
業	—	—	—	—	—	—	—	—
教	4.5	1.5	—	—	—	—	—	—
専	4.5	1.5	—	—	—	—	—	—
そ	23.1	7.6	11.0	8.4	23.2	10.9	41.3	22.9
の	—	—	—	—	—	—	—	—
他	—	—	—	—	—	—	—	—
の	—	—	—	—	—	—	—	—
後	—	—	—	—	—	—	—	—
の	—	—	—	—	—	—	—	—
減	—	—	—	—	—	—	—	—
少	2.1	0.7	2.1	1.6	—	—	—	—

資 料

そのうえ、この地域には、「日本輸出入銀行」の借款として1750万ドルが国立経済開発銀行 (Banco Nacional do Desenvolvimento Econômico) に対して認可された。これは、ウジミナス製鉄所 (Usinas Siderúrgicas de Minas Gerais S. A.) が、製鉄計画の拡大を早めることを目的として行なう資本金の増加に対して、国立経済開

発銀行がその株式の払込みを行なうためである。さらにエスピリトサント州の小農および農業協同組合に対し、国内市場にある財の購入のための信用供与として1200万ドル、またミナスジェライスにおいて農業労働者の住宅建設のために運営される農業金融計画に対する融資として640万ドルがいずれも米州開発銀行より認可された。

第 6 表 適用地域別融資 (単位: 100万米ドル)

地理経済地域 (訳注)	1960		1961		1962		1963	
	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)
合 計	304.9	100.0	130.2	100.0	212.7	100.0	180.7	100.0
北 部	5.7	1.9	0.9	0.7	1.7	0.8	2.6	1.5
東 部	3.6	1.2	3.8	2.9	29.1	13.7	4.9	2.7
東 部	65.3	21.4	43.1	33.1	16.7	8.0	87.8	48.5
南 部	175.9	57.7	38.1	29.2	73.4	34.5	53.2	29.4
中 部	8.7	2.8	0.7	0.5	2.9	1.4	1.9	1.1
識 別 不 能	43.6	14.3	41.5	31.9	88.9	41.6	30.3	16.8
そ の 後 の 減 少	2.1	0.7	2.1	1.7	—	—	—	—

(訳注) 各地域に属する連邦単位は、次のとおりである。

北部: ロンドーニア, アクレ, アマゾーナス, ロライマ, バラー, アマパー。 東北部: マラニョン, ピアウイー, セアラ, リオグランデドノルテ, パライバ, ペルナンブーコ, アラゴアス, フェルナンドデノローニア。 東部: セルジープ, バイア, ミナスジェライス, エスピリトサント, リオデジャネイロ, グァナバラ。 南部: サンパウロ, パラナー, サンタカタリーナ, リオグランデドスール。 中西部: マットグロッソ, ゴイアース, 連邦区 (ブラジリア)。

第 7 表 出所別投資 (単位: 100万米ドル)

経済地域別出資国	1960		1961		1962		1963	
	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)
合 計	106.8	100.0	39.2	100.0	20.2	100.0	4.5	100.0
ラテン・アメリカ共同市場(LAFTA)	—	—	0.1	0.3	0.1	0.5	—	—
ア ルゼンチン	—	—	0.1	0.3	.1	0.5	—	—
チ リ	—	—	—	—	—	—	—	—
欧州共同市場(EEC)	38.3	36.3	9.6	24.5	9.0	44.6	2.0	44.4
西 ドイツ	25.3	23.7	4.9	12.5	5.9	29.2	0.7	15.6
ベルギー・ルクセンブルグ	1.3	1.2	1.7	4.3	0.5	2.4	0.7	15.6
フ ランス	6.6	6.2	0.7	1.8	0.0	—	0.3	6.6
イ タリヤ	2.9	2.7	0.9	2.3	2.0	10.0	0.2	4.4
オ ランダ	2.7	2.5	1.4	3.6	0.6	3.0	0.1	2.2
欧州自由貿易連合(EFTA)	20.8	19.4	7.3	18.6	3.5	17.3	0.6	13.3
オーストリア	—	—	—	—	—	—	—	—
デンマーク	0.1	0.1	—	—	—	—	—	—
フィンランド (準加盟国)	0.7	0.6	0.7	1.8	0.1	0.5	—	—
ノルウェー	—	—	—	—	0.0	—	—	—
ポルトガル	—	—	—	—	—	—	—	—
アイスランド	3.2	3.0	1.9	4.8	1.5	7.4	0.1	2.2
スウェーデン	7.7	7.2	0.1	0.3	0.3	1.5	0.0	—
スイス	9.1	8.5	4.6	11.7	1.6	7.9	0.5	11.1
その他の諸国	47.2	44.3	22.2	56.6	7.6	37.6	1.9	42.3
カナダ	0.1	0.1	9.1	23.2	0.1	0.5	—	—
キューバ	0.2	0.2	0.0	—	—	—	—	—
アメリカ	36.5	34.2	10.8	27.6	4.9	24.2	1.1	24.4
アヒメニシユタイ	0.6	0.6	1.0	2.6	—	—	—	—
パナマ	1.6	1.5	1.3	3.2	2.5	12.4	—	—
ペネズエラ	0.1	0.1	—	—	0.1	0.5	—	—
日本	8.1	7.6	0.0	—	—	—	0.8	17.9

第 8 表 経済基礎部門別直接投資

(単位：100万米ドル)

適用部門	1960		1961		1962		1963	
	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)
合計 (A+B)	106.8	100.0	39.2	100.0	20.2	100.0	4.5	100.0
A	84.8	79.4	—	—	11.8	58.4	—	—
I 動力	—	—	—	—	0.1	0.5	—	—
電力	—	—	—	—	—	—	—	—
原子力	—	—	—	—	—	—	—	—
石油 (生産)	—	—	—	—	0.1	0.5	—	—
石油 (精製)	—	—	—	—	—	—	—	—
II 輸送	—	—	—	—	—	—	—	—
鉄道	—	—	—	—	—	—	—	—
道路	—	—	—	—	—	—	—	—
水路	—	—	—	—	—	—	—	—
航空	—	—	—	—	—	—	—	—
III 食料生産	12.4	11.4	4.0	10.2	5.8	28.7	—	—
農業	—	—	—	—	—	—	—	—
畜産	—	—	—	—	—	—	—	—
水産	—	—	—	—	—	—	—	—
食品加工	12.2	11.4	4.0	10.2	5.8	28.7	—	—
IV 基礎工業	72.6	68.0	23.5	59.9	5.9	29.2	3.7	82.2
鉄鋼	5.5	5.2	2.8	7.1	—	—	—	—
有色金属	0.0	0.0	2.3	5.9	0.0	0.0	—	—
非金属	—	—	0.3	0.8	—	—	—	—
紙	—	—	1.3	3.3	—	—	—	—
化学	0.2	0.2	6.4	16.3	0.2	1.0	0.7	15.8
探査	—	—	—	—	0.0	0.0	—	—
造船	56.5	52.7	3.5	8.9	3.7	18.2	0.4	8.8
機械	6.4	6.0	1.6	4.1	0.0	0.0	0.5	11.1
電気	4.2	3.9	5.3	13.5	2.0	10.0	2.1	46.5
V 教育	—	—	—	—	—	—	—	—
B その他	22.0	20.6	11.7	29.9	8.4	41.6	0.8	17.8

第 9 表 適用地域別投資

(単位：100万米ドル)

適用地域 (訳注)	1960		1961		1962		1963	
	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)	価額	比率(%)
合計	106.8	100.0	39.2	100.0	20.2	100.0	4.5	100.0
北	1.4	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—
東	15.9	14.9	11.9	30.4	3.9	19.3	1.4	31.1
東南	89.3	83.6	27.3	69.6	16.3	80.7	3.1	68.9
中	—	—	—	—	—	—	—	—
不特	0.2	0.2	—	—	—	—	—	—

(訳注) 地域区分については第6表の(訳注)を見よ。

VI 投資の出所

1962年には、2030万ドルが設備の形式によってわが国への流入が認可されたが、1963年にはわずかに450万ドルが登録され、つまり、大体77パーセントの下降となった。

第7表による調査は、しかも、直接投資の認可は1960年以來その下降がますます進んでいっていることを示している。

1963年度においては、資本財の輸出国としては「欧州共同市場」諸国が全体の44.4パーセント、「その他の諸国」が42.3パーセントで目立った。1960年および1961年には、「その他の諸国」全体で、それぞれ44.3パーセント、56.6パーセントであったが、1962年には欧州共同市場が最大の割合、すなわち44.6パーセントで1位に戻った。

個別的にみると、1963年には、アメリカ、日本、西ドイツおよびベルギー・ルクセンブルグ連合が目立っている。そのうちアメリカは、割合は小さいが110万ドルで抜きん出ている。

「欧州自由貿易連合」(European Free Trade Association)のうちでは、スウェーデンおよびスイスが以前は重要な参加国となっていたが、1963年にはEFTAの寄与は大した意味をもたなかった。

VII 経済活動別にみた投資の方向

第8表は、1963年の流入が、わずかに「基礎工業」および「その他」に対してだけ認可されたことを明らかにしている(それぞれ、370万ドルおよび80万ドル)。

しかし、1963年度は異常であり、したがってその年に関して表に記載されている数字は大した説明にはならないことがわかる。1960年から1963年までに流入を中止しなかった活動のうちでは「自動車工業」、「造船」および「機械工業・重電機工業」が目立っている。

VIII 国内経済地域別にみた投資の適用

第9表によれば、1963年におけるリスク資本の流入のための認可は、南部および東部の2地域にしか行なわれなかった(それぞれ370万ドルおよび80万ドル)。合計のなかでこの二つの地理経済地域の優位は常に一定したものであった。これはその他の地域に向けられる適用がきわめて少ないために、東部および南部だけが、わが国の

他の地域に比較して明確な経済可能性をうち出して外国投資家によって選択されたのだと言うことができる。

表の示す価額から、東部に対する南部の優位は、1960年から1963年までそれぞれ、7340万ドル、1540万ドル、1240万ドルおよび170万ドルであったということになる。

東北部に対しては、1960年にわずかに1.3パーセント割り当てられただけで、1961年から1963年の間にはこの地域に対しては何らの投資も導入されなかった。

IX 対外利潤送金法

法律第4,131号の公布の日である1962年9月27日以来、通貨信用管理局は、外国資本の管理および為替市場を通じての送金をもたらす取引でわが国に居所を有する者と海外に居所を有する者との間で行なわれる取引全般の管理の任に当たることになった。

第10表 通貨信用管理局における原簿記載手続
1963年12月31日現在

種	類	原簿記載件数
投資および再投資		7,773
借款および融資		3,433
技術上、経営上、科学上の援助およびそれに類するものの「ロイヤリティー」契約		1,371
在外資産		2,123
その他の取引(送金)		846
計		15,546

それまでは通貨信用管理局は、外国投融資部(Divisão de Investimentos e Financiamentos)を通じて、外国に住所を有する者によって行なわれる設備の形式による投資、および資本財の輸入の為替に対する融資の登録申請の審査だけを担当していた。

基本的には、直接投資の形式によるわが国への資本財の導入を行なうために、外国投資家が従ってきた、また現在も従っている「事前認可」の制度の実施は、通貨信用管理局と同時に、為替局および外国貿易局の権限内にある。また、設備および付属品の将来の輸入に関する融資を外国で獲得した、また獲得している者もすべて上記の制度に従っていたし、または従っている。

その結果、通貨信用管理局の新たな仕事が、解釈に関してみてもまたその後の運用においても極度に複雑なこの対外利潤送金法によって決められたために、この法制度に含まれる広範な機能の履行のための資財、人材の必要性の考慮を含む慎重な検討と計画作業を行なうことになった。

第11表 ブラジルに主たる事務所または住所を有する法人および
 自然人の外国における財および有価証券の申告

通 貨	1963年12月31日までに提出された申告			
	申 告 通 貨		相 当 米 ド ル	
	銀 行 預 金	そ の 他 財 お よ び 有 価 証 券	銀 行 預 金	そ の 他 財 お よ び 有 価 証 券
パルボ	—	26,909.28	—	26,909.28
デノス	383,027.72	150,900.00	—	44,382.00
スウ	25,113.43	17,271.76	52,640.20	2,500.00
チクモチド	117,935.13	82,567.16	3,517.28	11,564.02
カチドエチ	—	230,494.67	22,811.43	14,583.00
フベフスグ	—	431.00	—	59.86
香オ英ニ南イトド	222,008,510.00	1,811,086,517.40	358,078.24	2,921,107.28
純金	—	20.63	—	4.00
ベアキフメウビ	—	3.00	—	8.40
レシベス円	19,315,537.51	13,270,003.52	19,315,537.51	13,270,003.52
	45,463.93	145,281.54	42,054.13	134,385.42
	—	2,327.26	—	2,327.26
	—	84,352.00	—	2,811.73
	2,548,744.57	34,160,804.26	88,651.00	1,188,201.00
	3,381.33	4,842,331.33	1,751.00	2,507,680.00
	9,409.11	5,018.40	2,599.00	1,386.00
	619,310.00	9,142,636.97	12,386.20	182,852.73
	988,044.31	146,295,399.89	200,328.87	296,328.87
	1,927,652.15	12,874,131.41	449,528.48	3,002,247.34
	4,535.96	4,042,852.79	35.99	32,086.13
	13,135.54	19,500.00	13,135.54	19,500.00
	—	24.19	—	54.18
	—	1,574,928.00	—	4,522,500.24
	670,547.00	1,192,665.00	18,775,316.00	33,394,620.00
	5,771.09	25,264.35	1,923.69	8,421.45
	—	13.72	—	38.14
	—	4,067.97	—	11,797.10
	128,689,027.00	1,736,888,420.78	205,902.44	2,770,021.47
	1,896.00	6,666,666.00	210.70	740,740.70
	4,725,615.80	25,177,520.47	1,181,403.95	6,294,380.11
	—	33,364.28	—	10,426.00
	—	(*) 8,961,019	—	31,363,566.50
	71,928.67	4,655,287.01	1,198.81	77,588.11
	5,344,594.83	211,091,006.75	35,678.20	140,915.22
	—	14,183.94	—	1,205.87
	—	101,800.00	—	101,800.00
	—	47.03	—	23.51
	38,265.03	70,660.27	3,601.20	5,625.82
	622,775.62	263,986,244.75	84,158.90	35,673,816.90
	—	431.00	—	71.80
	12,661.20	3,333,333.00	2,110.20	555,555.50
	—	63,000.00	—	700.00
	2,003,428.84	230,051.90	7,705.49	8,848.15
	—	2,405,700.00	—	89,697.00
	478,255.36	490,992.36	26,569.74	27,277.35
	25,524,922.00	11,489,226.00	70,902.56	31,914.51
計	—	—	40,959,736.75	139,531,533.47

(*) オンス

続の審査は増えるであろう。資本登録の申請様式は、集計および、管理作業の簡易化に関して現在改善中である(訳注9)。

X 1963年に講じられた管理的性格の諸措置

A 直接投資および参加投資 (訳注8)

法律第4,131号の施行規則が施行されれば、これらの手

B 借款、信用供与および融資

契約取決めから生ずる割賦償還および利子の支払いの

名目による為替取引に中断が起こらないように、通貨信用管理局審議会は、1963年3月13日および1963年4月22日の決定によって次の事項を決めた。すなわち、借款、信用供与および融資の取引の登録——法律第4,131号が一連の義務の履行のなかで規定している——は、法律公布前に何らかの類似の登録をすでに行なっている企業に対し、また前に登録を行なっていない企業に対しても政府機関によって契約もしくは保証が行なわれ、または外国政府もしくは国際機関の金融機関によって認可された取引に対しては、180日の期間（延長可能）で、「仮定的性格において」認められることになった。

C 技術上、科学上、経営上の援助およびそれに類するもの

すでに前項に述べた1963年3月13日の通貨信用管理局審議会の決定は、技術上、経営上、科学上の援助およびそれに類するものの取引に関しても言及しているが、この決定に基づいて205件の契約が仮登録を行なった。確定的性格において、つまり法律第4,131号に基づいて、3件の契約が登録された。

D わが国に居所を有する者の在外資産

当管理局に対して、1963年12月31日までに、ブラジルに居所を有する者から在外資産の登録のために2123件の申請が提出されたが、その総額は1億8000万ドルに相当し、うち銀行預金が4100万ドル、その他の財が1億3900万ドルに達している。

その他の措置としては、通貨信用管理局審議会が、それらを自由に利用できるように、1963年8月24日付指令第244号を通じて、外国通貨によるそれらの資金の流入または返還の取引に関する為替の買いにおいて、報奨金(bonificação)——ブラジル銀行為替局によって決定される——の支払いを認可した。

(訳注8) 1964年1月20日付命令第53,451号の第3条によれば、「投資とは、資本として組み入れられる経済事業のリスクに直接の形式で参加する外国資本をいう」と規定されている。

(訳注9) 文中に出ている施行規則とは、1964年1月20日付命令第53,451号を指している。しかし、この命令第53,451号は、1964年8月29日付法律第4,390号——法律第4,131号を改正する法律——の第3条によって廃止され、新しい施行規則は同第4条の規定に従って、1965年2月17日付命令第55,762号として、2月18日公布施行された。

なお、命令第53,451号ならびに法律第4,390号および命令第55,762号の全訳は、つぎの資料に収録されている。桜井雅夫「ブラジルの対外利潤送金法施行規則」『アジア経済』第5巻第6号、1964年6月、56～63ページ。

桜井雅夫、前掲書、Ⅲ・aおよびⅤ・a、11～13ページ、42～46ページ。

桜井雅夫「ブラジルの対外利潤送金法施行規則——1965年2月17日付命令第55,762号——」、調査研究部部内資料。

XI 1962年9月3日付法律第4,131号に含まれるその他の問題

これらの登録の義務を設ける他に、いわゆる「対外利潤送金法」は、次のようなその他の方策を採り入れることを規定している。

第12表 通貨信用管理局に登録された対外取決め
(単位：1000米ドル)

年 度	合 計	特定プロジェクトのための融資	(訳注a)	(訳注b)
			補填取引	外債統合
合 計	3,078,290	1,702,785	1,293,374	82,131
1964	727,945	403,640	319,598	4,707
1965	344,516	230,425	109,384	4,707
1966	299,844	204,671	90,474	4,699
1967	256,726	179,248	72,779	4,699
1968	218,273	146,639	66,935	4,699
1969	182,416	113,116	64,601	4,699
1970	154,961	87,992	57,270	4,699
1971	130,367	71,284	57,272	1,811
1972	109,306	57,520	49,975	1,811
1973	98,990	50,697	46,676	1,617
1974	87,195	40,664	44,914	1,617
1975	72,526	29,748	43,161	1,617
1976	63,131	20,003	41,511	1,617
1977	56,449	15,011	39,858	1,580
1978	52,545	12,757	38,208	1,580
1979	48,033	10,154	36,556	1,323
1980	44,109	8,009	34,800	1,300
1981以降	128,958	21,207	74,402	33,349

(注) 決済が特別条件に基づく借款は含まれていない(当管理局月報に発行される表5.4)。

(訳注a) 国際収支の赤字補填のための借款に基づく債務。

(訳注b) 外債発行に基づく債務。発行価額(米ドルおよび英ポンド)の債務残高は、1945年に統合され、返債登録は週賦償還の形式で行なわれている(通貨信用管理局経済部国際収支課長カルロス・マウロ氏の説明による)。

(1) 外国資本センサスに必要な基本統計の提供は、企業者側の義務とする。

(2) アンダーインボイスまたはオーバーインボイスから起こる関税上または為替上の虚偽行為を抑止する必要上、ひとつの方法で、外国貿易局による虚偽行為の取調べののちに従うべき訴訟手続を設ける。

(3) 外国からの投資が経済社会的性格をもった全領域的または地域的計画に反映する国家経済の利益に従って行なわれるように、「事前認可」の基準が再検討されることを決める。

(4) 為替管理および会計管理を容易にし、外国との取引における虚偽行為および脱税を防止するために、各同一活動部門に対してひとつの会計様式(会計の計画および一般会計基準からなる)を設けることを決める。わが国において活動する法人の側は、それに適合させるに十分なだけの期間のうちにこれを採用しなければならない。

XII 対 外 債 務

特定のプロジェクトおよび規定化された取引に関する対外債務は、1963年12月末で元本および利子で30億7800万ドルに相当する価額にのぼった。

次の表は、支払いを統合した計画を示したものであるが、これによれば、わが国の債務の半分以上がこの4年間に返済されることになる。

それらのうちの短期の負債が国際収支に対して与える衝撃を減少させるため堅実な努力を行なうことが必要であることは明らかである。

ひとたび、より長期の割賦償還を再融資し、これを有利なものとするれば、わが国は必要とする輸入の水準を維持する条件をもっていよう。経済の拡大のリズムを阻害することもなく、短期間の清算のために外債を拡張する必要もないことは異論がないであろう。

(海外派遣員 桜井雅夫)

— 在リデオジャネイロ —

ラテン・アメリカの統計

— アジア経済調査研究双書 第118集 —

北 川 豊 編

第1章	ラテン・アメリカの概観	北 川 豊
第2章	ラテン・アメリカの統計	小 熊 鉄 雄
	— ラテン・アメリカ諸国の住宅統計; ラテン・アメリカ諸国の国内総生産の比較 —	
第3章	メ キ シ コ	門 田 英 郎
	— 統計; 人口および住宅統計; 労働統計; 物価統計; 農林漁業統計; 鉱工業統計; 商業統計; 貿易統計; 金融業および企業統計; 国民所得統計; 運輸・通信統計; 財政統計; 衛生統計; 教育・文化統計; 法務統計; 統計機構 —	
第4章	ブ ラ ジ ル	助 川 宏
	— 概観; 人口統計; 労働・物価・生計費統計; 農業統計; 鉱工業統計; 商業・貿易統計; 運輸・通信統計; その他の統計; 統計機構と統計教育; ブラジル統計年鑑 —	
第5章	アルゼンチン	永山貞則・関 通彰
	— 概観; 人口統計; 労働統計; 物価統計; 農業統計; 鉱工業統計; 金融・国民所得統計; 統計機構 —	
第6章	チ リ	小 熊 鉄 雄
	— 概観; 人口統計; 労働統計; 物価・生計費統計; 農業・漁業統計; 鉱工業統計; 貿易統計; 運輸・通信統計; 金融・財政, その他の経済統計; 国民所得統計; その他の統計; 統計機構; 統計資料 —	
第7章	その他の諸国	内 田 英 郎
	— ホンジュラス共和国; エルサルバドル; ニカラグア; コスタリカ; パナマ; ハイチ; コロンビア; ベルー; ボリビア; パラグアイ —	